

2020年6月4日

宮城労働局長 毛利正 様

全労連東北地方協議会

議長 斎藤 富春

全労連北海道地方協議会

議長 三上 友衛

宮城県労働組合総連合

議長 高橋 正行



住所 仙台市青葉区五橋一丁目5-13

電話 022 (211) 7002

最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び  
最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請

貴職におかれましては、労働行政を通じて国民の暮らし向上のためご尽力いただいておりますことに、心より敬意を表します。

新型コロナウイルス感染が世界的に拡大し、国内での感染も大規模に広がり、国民生活や地域経済に深刻な影響が広がっています。国民のいのち、暮らし、雇用と営業、地域経済を守るために、国においては緊急対策とともに、中長期の視点にたった対策が求められます。

中小企業の営業や働く者の雇用を守り、事業者も労働者も安心して休業できるような補償の実現が求められます。その上で、中長期的に地域経済回復をしっかりと支える施策が求められます。

日本経済は長期に低迷を続けて働く者の実質賃金が下がり続け、貧困と格差が広がり、都市部と地方との地域間格差も拡大して、都市部への人口一極集中を促し、地方経済の疲弊に拍車をかけてきました。さらに医療や介護、福祉や国と地方の公務労働の縮小・削減が続けられた中で、いま「コロナ災害」とも呼ぶべき事態に直面しています。

私たちはこの間、貧困と格差を解消し、地域経済の好循環を実現するために、最低賃金の引き上げ・全国一律最低賃金制度の確立と、中小企業支援の抜本的強化を求めてきました。最低生計費試算調査も全国各地で実施し、最低限必要な生計費には地方と都市部でほとんど格差がないことも明らかにしてきました。最低賃金の格差を解消して、地方でもまともに暮らせる環境を確立し、都市部への人口流失に歯止めをかけ、地域循環型経済の好循環を実現するならば、日本経済の歪みを正し、健全な地域経済の発展を促すことにつながります。同時に医療や介護、福祉や公務労働の体制をしっかりと確立することが重要です。このことは、現下の「コロナショック」から地域経済を回復させ、災害に強い国づくりを実現するためにも欠かせません。



今年「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、2020 年までに全国平均 1000 円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使合意の目標年にあたります。とりわけこの間の運動で、最低賃金の地域間格差是正を求める声は確実に広がってきました。昨年、全国知事会は女性活躍に向けた提言で「地域間格差の拡大につながっているランク制度を廃止し、全国一律の最低賃金制度の実現と同一労働同一賃金の確実な実施。最低賃金の引上げ、これによって影響を受ける中小企業への支援の強化」を求めています。日本弁護士連合会は今年 2 月にまとめた「全国一律最低賃金制度の実施を求むる意見書」で、「最低賃金法を改正し、地域別最低賃金を廃止するとともに、最低賃金については中央最低賃金審議会において決定する仕組みに改めること」、「全体の引上げを図るとともに、併せて、充実した中小企業支援策を構築すること」を求めています。また、自由民主党の国会議員の中にも昨年 2 月に最低賃金一元化議員連盟が発足して活動を開始し、5 野党・会派においても共通政策として格差を是正しつつ最低賃金を改善することが掲げられています。県内では請願が採択されて国などへの意見書が送られています。今年の最低賃金改善においては、大幅引き上げと地域間格差を是正することが強く求められます。

働く者の消費する力を底上げし、中小企業支援策を抜本的に強化することは、現下の「コロナショック」から地域経済を回復させる上でとりわけ重要です。

つきましては、下記施策の実施と政府及び関係機関に対して働きかけをしていただきたく、強く要請いたします。

## 記

- (1) 今年度は 2010 年 6 月の雇用戦略対話に基づく「全国時間額 1000 円」の政労使合意を達成させる年であり、確実な実現に向けて強い決意で望むこと。本省や中央最低賃金審議会に対して強く要望すること。
- (2) 地域間の格差を生じさせている A・B・C・D ランクを廃止し、生計費を考慮した、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- (3) コロナウイルスで経営に大打撃を受けた中小企業に対する助成の拡充、とりわけ最低賃金を引き上げに資する業務改善助成金制度の拡充を図ること。
- (4) 中小企業の社会保険料の事業主負担や公租公課の減額制度を設けるなど、国による中小企業の負担を大幅に軽減する直接支援を導入すること。
- (5) 地方最低賃金審議会の審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、専門部会の一部非公開（採決部分）となっています。本審同様、専門部会もすべてを公開し、傍聴可能とすること。審議会委員に配布される資料は、引き続き傍聴者にも配布すること。
- (6) 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。